

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部  
を改正する条例のあらまし

- 1 国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」を踏まえ、条例において、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置、育児休業の取得回数制限の緩和等、所要の改正を行います。
- 2 この条例は、公布の日及び令和4年10月1日から施行します。